

# 「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例 (仮称)」 (概要)

## 保全の要請

- イコモスは、山麓での開発の制御を強化すべきだとの見解を提示
  - ※ イコモスは、湖の周辺等、本県の事例を多く取り上げながら、建築物の立地や規模(面積)を一層厳しく制御する必要があると指摘
  - ※ 富士北麓地域の緩衝地帯には、土地利用規制が比較的緩やかな国立公園普通地域が広範囲に存在し、多くは、民有地

## 活用の要請

- 富士北麓地域は、
  - ・ 長く人々の暮らしや生業が継続し、日本の代表的な観光・レクリエーションの場として利用されてきた歴史をもつ
  - ・ 県内随一の観光資源集積地域で、観光入込客数が県全体の約4割を占める

## 保全と活用の調和

### <現行制度の課題>

- ◇ 自然公園法や景観法の届出は、概ね着工可能な段階で行われるため、事業者は、その後の行政指導に対して柔軟な対応ができない
- ◇ 景観シミュレーションで予測する仕組みが十分でない等

※ 世界文化遺産富士山ヴィジョン(案)にも同旨の記述

## 景観配慮の仕組みの導入



- 事業者は、事業の初期段階で景観シミュレーション(景観影響の予測・評価)を行い、その結果に対する知事の意見を踏まえ、世界遺産の保全にも配慮して事業計画を策定

※ 事業の初期段階: 事業の位置・規模等の基礎的諸元の検討段階

- ① 大規模な事業に限定
- ② 知事の意見は、市町村や学識経験者の意見を踏まえて出す
- ③ 関係書類を公表して透明性を確保
- ④ 手続を行わない事業者には、勧告・公表で対処

- ① 事業の早い段階から、フォトモンタージュ(合成写真)等の適切な情報に基づき、事業者と話し合いができる → 事業者の柔軟な対応が期待可
- ② 事業者は、事業の早い段階で世界遺産への影響を確認でき、安心して計画を推進
- ③ 地域等の理解が得られるような、よりよい事業計画が策定できる